

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十七年十月十九日第十一号及び平成十五年六月十九日第八号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

平成二十九年十月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

取消番号	第三号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の取消しの年 月 日	平成二十九年 十月二日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県飯能市岩沢五百二十九番一から 五百八十番まで  埼玉県飯能市岩沢五百九十一番から 五百九十三番八まで
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	百六十五・六  五十九・〇
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	十二・〇から 十六・〇  四・〇から 九・〇